

重要!!

平成 28 年 10 月から定期予防接種として B 型肝炎ワクチン接種が始まりました。1 歳の誕生日を迎えるまでに 3 回の接種を終えることになっていましたが、まだ終えることのできなかつた芦屋市民の方へ

赤ちゃんの誕生から 6 か月間の中に定期予防接種として規定の回数の接種を終えられなかつた方への任意予防接種を下記のとおり実施します。

※接種をする前に、芦屋市保健センターに申請が必要です。

1 対象者

平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた方で、体調不良などで 1 歳までに 3 回の B 型肝炎ワクチンの接種が終了されていない芦屋市民

2 実施場所

芦屋市定期予防接種実施医療機関に限る(市のホームページをご覧ください。)

3 費用 無料

4 申請先

芦屋市保健センターの窓口 (郵送を希望される場合は、連絡ください。)

5 実施内容等

- ・対象者の保護者から申請を受理した後、交付された決定通知書及び予診票を持参し、芦屋市定期予防接種実施医療機関にて接種することにより、任意予防接種が無料で受けられます。
- ・任意予防接種の健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び芦屋市法定外予防接種事故災害補償要綱に基づく救済を受けることとなります。

【問い合わせ先】 芦屋市保健センター 予防接種担当 TEL0797-31-1586